

## 「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和2年〇月〇日  
環境省水・大気環境局  
土壌環境課農薬環境管理室

### 1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬  
イプフルフェノキン

(2) 意見募集の周知方法  
関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間  
令和2年1月24日（金）～ 令和2年2月22日（土）

(4) 意見提出方法  
郵送、ファックス又は電子メール

(5) 意見提出先  
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

### 2. 意見募集の結果

(1) 御意見提出者数

・ 封書によるもの	0通
・ ファックスによるもの	0通
・ 電子メールによるもの	1通

(2) 御意見の延べ総数 1件

(3) 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方  
別紙のとおり

（別紙）

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>水濁PECの算出は最も濃度が濃くなる方法で算出したということだが、農薬が使われているその場所では濃度が高く、農薬が生態系に与える影響は必ずあり、それが全体のバランスを崩しかねないことが懸念される。</p> <p>また使用される農薬は他に何百種もあることを考えると基準値をさらに100以上の数値で除す必要があるのではないか？</p>	<p>水質汚濁に係る農薬登録基準は、農薬の使用によって公共用水域の水質の汚濁が生じ、人畜に被害を生じるおそれがない濃度として設定されています。設定にあたっては、評価対象農薬ごとに公共用水域の水中における予測濃度（水濁PEC）が、食品安全委員会によって設定された一日摂取許容量（ADI）の10%以下となることを確認しています。</p> <p>なお、複数農薬を摂取することによる影響については、現段階では明らかになっていませんが、今後も引き続き科学的知見の収集に努めてまいります。</p>